

選挙の投票制度

1. 期日前投票って？

選挙当日、仕事や不在者投票事由に該当する用務があり投票所へ行くことができない方が、選挙の告示日（公示日）の翌日から選挙期日の前日までの間、選挙管理委員会が定めた期日前投票所で行うことのできる投票制度のことです。

この場合、期日前投票所にて宣誓書の提出が必要になります。また投票は選挙人名簿への登録市町村の期日前投票所となります。

◎選挙当日には20歳を迎える方でも期日前投票期間は19歳で選挙権がなく、期日前投票ができません。その場合は例外的に選挙人名簿に登録されている市町村で**不在者投票**ができます。

2. 不在者投票って？

仕事等で選挙期間中、選挙人名簿に登録されている市町村から離れている場合、他の市町村で、また、病気等で不在者投票指定病院等に入院されている場合、その施設で行う投票のことです。また、以下3)の要件を満たす場合に郵便にて投票を行う投票のことです。

1) 他の市町村（選挙管理委員会）で行う不在者投票

選挙人名簿に登録されている市町村にどこの市町村（選挙管理委員会）で投票するかを伝え、直接又は郵便等で投票用紙、必要な書類を請求し、滞在先へ交付（送られてきた）書類を滞在先の市町村へ持

参し、投票を行います。その際、書類を開封すると無効となるものがありますので、ご注意ください。

2) 不在者投票指定施設で行う不在者投票

都道府県の指定した病院（老人ホーム）等に入院（所）されている方が、その施設で投票を行う制度です。この場合投票用紙等の請求は病院（所）長を通じて行いますので、入院（所）中の施設に申し出てください。

3) 郵便による不在者投票

次の要件を満たす場合、郵便による投票ができます。

1. 身体障害者手帳をお持ちの方で、次の(1)～(3)に該当する方

- (1) 両下肢、体幹、移動機能の障害が1・2級の方
- (2) 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害が1級～3級の方
- (3) 免疫の障害が1級～3級の方

2. 戦傷病者手帳をお持ちの方で、次の(1)、(2)に該当する方

- (1) 両下肢、体幹の障害が特別項症から第2項症
- (2) 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害が特別項症から第3項症

3. 介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5と記載のある方

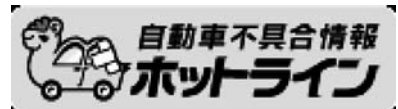
※上記要件を満たす方、申請方法等、詳しくは選挙管理委員会まで

問い合わせ 選挙管理委員会 ☎ 893-1113

自動車の不具合情報をお寄せください

国土交通省では、迅速なりコールの実施やリコール隠し等の防止のため、「自動車不具合情報ホットライン」を通じて、皆さんのお車に発生した不具合情報を収集しております。お車に不具合が発生した際には、情報をお寄せください。

- フリーダイヤル ☎ 0120-744-960 (平日・日中)
- 自動音声 ☎ 03-3580-4434 (年中無休・24時間)
- ホームページ受付 🌐 www.mlit.go.jp/RJ/



お礼

いの町内野北町1番地

日本製紙パピリア(株)高知

工場様から

納涼祭収益金として社会

福祉基金へ多額のご寄付を

いただきました。

ほけん福祉課

高知市北本町 1-11-5

村井 健介様

村井 裕子様から

故村井壽江様香典返しと

して社会福祉基金へ多額の

ご寄付をいただきました。

ほけん福祉課

紙上をもちまして厚くお礼申し上げます。

